

丸尾直美著

『福祉国家の経済政策』

1

著者丸尾氏は、私と最も長くかつ最も多く共同研究を続けている新進気鋭の研究者であるが、その独創的な思考と内外の文献に通じた博識さは、本書においても遺憾なく発揮されている。従来、われわれは、若干の共著を著わしているが、本書は、同氏がそれらの共同研究をさらに超えて、同氏の積極的な意見を開陳したものである。

本書の大きな貢献は3つある。第1は、経済政策論の基本的な原理を確立することにおいて、民主主義原理を現実化していることであろう。もともと、A. C. ピグー流の厚生を経済目的として設定する立場からすれば、政策目的間の矛盾や対立を調整するには、民主主義原理が適用されるのが通例であり、私自身もそれを民主主義プロセスとして論理づけてきたのであったが、丸尾氏は、それをより具体化して、経済面での民主主義を政策目的として指定すると同時に、経済民主主義を経済機構の中にビルト・インすることを提案している。このことは当然、丸尾氏が政策手段として体制の改革をも考えることを暗示していることになる。そこで「福祉国家の経済政策」とは、経済機構の改革・生産力構造の高度化・権力機構の民主化をも包含する政策となる。それゆえ、これらを与件として、政策の効果分析だけを中心とするいわゆる経済政策論とはきわめて異なっているといえよう。

私もこの丸尾氏の考え方に基本的には賛成であり、このような権力機構の改革のためには、政策主体についての把握が必要であると思っている。丸尾氏はこの点について、階級国家観や中立国家観を排し、政策主体そのものの民主主義化を述べているが、そのような把握のしかたによって、はたして、権力機構の改革がなし得るのかどうか疑問である。丸尾氏が政策主体一般に問題を移すとき、そこから権力構造の分析が抜けてしまうのではないだろうか。民主化は対策ではあっても分析ではない。権力機構の分析には、階級または中立といった国家観が必要であり、国家を中心にして権力がとぐるをまいている事実を分析しなくては、民主化もあり得ない。

2

第2の貢献は、著者が最も努力を傾注している福祉国家論である。すでにその萌芽は、いろいろな刊行書によって示されてきたが、本書は最も包括的で体系的に福祉国家論を展開しているといえよう。

著者によれば経済体制とは経済機構のほかに、権力機構・社会経済理念を包摂する概念であり、したがって、福祉国家経済体制もこれらの要因を包摂することになる。

ところで著者のいう福祉国家体制とは、1) 混合経済機構、2) 高度の経済発展段階、3) 民主主義的な権力機構の3つの柱を基本的構成要件とし、高水準の福祉＝厚生を実現しており、これをなお一層高めるために政策主体が積極的な政策を追求している経済社会である。著者のいう福祉の意味から明らかなように福祉の水準が高い国とは、平均所得水準が高く、経済変動や不安定性が少く、分配が平等的になされており、経済外的福祉の水準も高い国でしかも民主主義が高度に発達している国のことであるから、具体的には、北欧諸国——ことにスウェーデン——やイギリスがこれに近いということになる。しかし、著者はこれらの国々そのものを福祉国家体制というのではない。著者のいう福祉国家体制とは、前述のような意味でのいわば理想的な経済体制であり、通常、福祉国家と呼ばれている国々は、この理想的体制に最も近い——あるいはそう信ぜられている——国であるという。

福祉国家という言葉は、資本主義と社会主義の中間的経済機構を連想させるが、著者も福祉国家体制は、資本主義経済機構と社会主義経済機構との混合経済機構を基礎とするものであるとみる。本書でいう混合経済機構とは、公的所有または半公的所有を基礎とする公的経済部門と生産手段の私有を基礎とする私的な経済部門が混在すると同時に、分権的な自由市場と政策主体による中央からの経済計画とが混在する、二重の意味での混合機構である。この点、熊谷尚夫氏が『経済政策原理』で示された混合経済の概念とは異なっている。熊谷氏の場合は、機能面から考えて、政府が私企業をコントロールすることがなされているなら混合経済だとしているわけであるが、体制の概念は決して機能面からだけで説明できないのは丸尾氏の指摘するとおりである（熊谷氏の著書に対する拙評、『三田学会雑誌』昭和40年、5号参照）。

また本書に示された体制の理論モデルと簡単な数式図式による対比は混合経済の機能をより明らかにすることに役立っている。このモデルは同時に、混合経済機構下において経済の安定成長と分配の平等を両立させる政策

を示唆するための手段ともなっている。

右のような意味での混合経済機構が福祉国家体制の基礎であるといえるためには、それなりの証明が必要であるが、本書の第3章では、現実の先進資本主義諸国が混合経済化する趨勢にあることをまず示し、次いで、混合経済化が福祉の増進の観点から好ましいことを示す試みがなされている。前者の点で興味あることは、公的経済部門漸増の傾向がいろいろな面から示されていることと、純投資総額中に占める公的部門での純投資が、総資本ストック中に占める公的資本ストックの比率よりも大であるという傾向が続く限り、たとえ、資本ストック（あるいは生産手段）の公有化が行なわれなくても、公的および半公的所有部門の比重が漸増すると指摘されている点である。また、資本ストックを必ずしも公有化しなくても、労働階級が資本ストックのかなりの部分を所有する形で資本主義機構が変化する可能性があることが示唆されている。

後者の点に関しては、混合経済化が、第1に市場機構そのものを整備し機能させるために必要であり、第2に市場機構本来の内在的欠かん（いわゆるマーケット・フェイラー）を補うために必要であり、第3に、市場機構では達成できない分配の正義の問題に介入するために必要であるという周知の議論とは別に、第4の論拠が加えられている。以上の3つの論拠が、静態的な観点に立ち、しかも完全競争を理想とする観点に立っているのにたいして、著者のいう第4の論拠は静態的完全競争状態を一方の極のスペシャル・ケースとみなし、動態的な独占的競争を現実の常態として、議論の前提条件とすることから生ずる。ここで著者のいう動態的経済とは技術革新と不確実性が重要な役割を果す経済であり、独占的競争とはチェンバリンのいう意味での独占的競争である。このような動態的独占的競争を現実の常態とみなして議論の基礎とする経済政策論は、完全競争を理想とする新古典派的な経済政策論とは異質なものであり、後者の観点に立てば混合経済化の必要性は先の3点だけとなるが、前者の観点に立てば混合経済化の要請はさらにずっと多くなると著者は主張する。さらに著者は、先進国型経済に達した経済は有効需要不足型になるため、これを補うためにも混合経済化か分配の平等化が要請されるということと、やはりゆたかな社会になればなるほど経済外的福祉ないし非物的欲求への選好が増大するので、これを充足するために一層の共同消費が必要となることなどを指摘して、混合経済化の必然性と必要性を強調している。

たしかに混合経済化は世界経済の趨勢といってもいい

が、丸尾氏のいうように、市場の欠陥を補うという意味での混合経済化と、動態の状態からでてくる混合経済とは異質なものであろう。これは非常に重要な指摘ではあるが、それにもかかわらず岡氏が共同消費の増大を例示しているのは、前者の意味での混合経済化を言っているにすぎないのではないか。しかも両者がもし相対立するとき、ともに福祉（内容はちがっていても）を理想としている以上、どちらを選ぶであろうか。そしてその根拠はどこにあるのか。決して並列されるものではないのである。

この点については、ベラ・バラサの静態的能率基準と動態的能率基準との検討がとりいれられるといいのではないだろうか。

3

第3の貢献は、経済発展段階論の展開である。経済がいわゆる中進国型の資本蓄積段階から先進国型の成熟段階へ移行する時期に、生産力構造が大きく変化するという考えである。そして福祉国家は移行期を経てはじめて実現されることになる。段階移行と構造変化論は著者の持論の1つであり、筆者（加藤）その他との共同研究でもなされてきた論であるが（『現代経済政策の理論』、丸尾・藤田至孝共著『賃金分配の新しい在り方』参照）、一層精緻化され、体系化されると同時に、資本係数および分配率の趨勢変動に関する仮説と、消費財部門の資本集約度上昇率と投資財部門のそれとが成熟段階への移行過程で逆転するとの大胆な仮説が強調されている。著者によれば、成熟段階へ移行する過程で資本係数が上昇趨勢から下降傾向に転じ、労働分配率が下降傾向から上昇傾向に転ずるが、後者の転換は労働市場構造の転換を経てはじめて現実化するものであって、前者の転換に若干遅れる傾向がある。したがってこの期には予想資本利潤率が著しく高まって非常なブームが続くが、その後、労働市場の構造転換によって労働分配率が上昇し、資本係数が一時的に上昇すると、資本利潤率が大きく低下して深刻な不況になるという。この論は、最近の日本経済の状況や1910-30年代のアメリカの場合を考えさせる興味ある論であるが、果たしてどの程度、一般化しうる論か、今後、一層の検討が必要であらう。消費財と投資財の資本集約度に関する仮説もこれが真実であるとする、投資財部門での相対的供給過剰と一部消費財部門にみられる需要過剰という今日の日本経済にたいして1つの処方を示唆することになるが、やはり、今後の検証に待つべき問題といえる。

とくに、ロストウの段階論との相違が明確にされる必

要がある。ロストウは移行期を考えなかったから、成熟期に第1と第2という区別をしなければならなくなったのであり、それはすでに、われわれの強く意識していたところでもあった。さらに、段階的区別をどう考えるかも残された問題である。ことさら資本係数の不明瞭性はさらに検討すべきことであろう。

4

以上が本書の大きなメリットであるが、本書の後半は、このような観点から、各国の実証研究に入っている。

第5章以下で、福祉国家の代表国と通常みなされているイギリスとスウェーデンとを「主要例証」として、混合経済機構の問題と経済民主化政策の問題が考察されている。

混合経済機構を特長づけるものは、公的経済部門と経済計画であるが、第5章では公的経済部門の中で重要な位置を占める公企業概念が明らかにされている。ここで著者は企業の形態をその所有形態と経営形態の2つの観点からいくつかに分類し、各種の公企業および半公的な企業の意味を明らかにしている。

第6章では、イギリスの場合を「主要例証」としながら、公有化政策の経済成長・安定・平等・経済民主主義におよぼす効果が述べられ、第7章では、混合経済下の公有化政策のジレンマが指摘されている。そのジレンマの多くは、——著者によれば——公的経済部門が私的経済部門に追従することによって生ずるものである。したがってこのジレンマを克服するためには、公的部門を中心とする計画を行ない、公的部門が主導性を持つあるいは少なくとも私的経済部門にたいして対抗するだけの力を持つようにすることが必要であると主張されている。この点も著者の以前からの持論であり、イギリス労働党の最近の左派の論との共通性がみられる。

第8章では北欧の公企業と協同組合の経済活動が、第9章では、やはり北欧の経済計画が、いずれもスウェーデンの場合を中心に考察されている。この部分は著者が北欧で得てきた貴重な資料と経験を基礎とした論であり、私的独占に対する対抗力としての協同組合の役割や、スウェーデンの労働市場計画、社会保障計画、景気変動平衡化措置などが興味深く述べられている。

第10章、第11章では経済民主化政策としての独占対策と産業民主化政策の問題点が要領よく検討されている。殊に独占対策としては、戦後のイギリスの弊害規制主義的対策が強く批判され、私的独占に対する対抗力を経済機構の中にビルト・インする「対抗力政策」の必要が強調され、ここにも、公的経済部門の果たすべき役割が

あると示唆されている。

現在の日本経済は、以上で述べた理想の福祉国家体制とはほど遠いが、今や成熟段階への移行期にあり、福祉国家の方向へ飛躍的に前進できる段階にある。現下のわが国経済は深刻な不況状態にあるが、著者によれば、これは成熟への移行期に生ずる大きな構造変化の性格を認識しないがゆえに生じているものであるから、この点を十分認識して適切な政策をとれば克服しうるものである。著者が他の機会にたびたび述べているように、1930年代のスウェーデンは、大不況期に公共支出、社会保障の大幅拡大、長期予算制度など景気平衡化制度の導入、産業民主化などを押し進めて、今日の福祉国家的スウェーデンの基礎を築いた。本書は、成熟段階への移行期にある日本経済のこれからの進むべき方向を示す上でも裨益するところが大きいといえよう。

総じて、検討すべき多くの問題を含みながらも、雄大な構想のもとに着々と体系づけをおこなって本書を生みだした努力は大いに賞賛さるべきである。本書をひもとくとき、考えさせられるアイデアが随所に溢れていることにひきずられ、著者の学問への激しい意欲を感じさせられる。今後一層の精進を期待したい。

(加藤 寛 慶応大学助教授)

福武 直編

『地域開発の構想と現実』

東大出版会 昭和40年 3巻 955ページ

経済開発の在り方、経済開発と社会開発の関係などを内容とする関心は、最近、内外に強まっている。よく知られているように、国連においては、既に1950年代から、これらの問題についての関心が強まり、数多くの出版物も出されている。とくに1961年12月には、「国連開発の10年」(The United Nations Development Decade, Proposals for Actions, Report of the Secretary-General, 1962)の承認と決議が行なわれ、参加各国が、1960年代を経済の自立的発展と、均衡のとれた社会開発のために努力することを訴えている。わが国においても、同様な問題意識は、この2-3年来とくに顕著になってきている。それは単に「人間尊重、ひずみ是正、社会開発」の政治的キャッチフレーズの登場によるものだけに理由を求めるわけにはいかない。それはむしろ、わが国経済の成長過程から、必然的に生み出された、さまざまな問